

令和元年第 10 回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和元年 12 月 27 日 午前 9 時～午前 9 時 50 分
2. 開催場所 土佐町役場第 1 会議室
3. 出席委員 (14 名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地敦一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎
7 伊藤正枝・8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・11 竹政寛・12 永野博隆・
13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 (0 名)
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 伊藤敏雄 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- 第 1 号議案 農地法第 3 条による許可申請について
第 2 号議案 非農地証明について

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和元年第 10 回土佐町農業委員会総会を始めます。
本日欠席の委員はいません。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。令和元年第 10 回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。6 番仁井田亮一郎委員、7 番伊藤正枝委員の 2 名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第 1 号議案農地法第 3 条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第 1 号議案農地法第 3 条による許可申請について説明します。3 条の許可については町の許可になります。今回は 4 件あります。1 件目と 2 件目は両方が許可されることにより下限面積要件を満たします。1 件目について説明します。借人、
さん。貸人、
番地、
さん。土地は
面積 69 平米、地目、現況ともに畑。場所は、借人の
さんの父親、
さんの自宅の前で、キウイを栽培しています。使用貸借による権利設定で、使用貸借期間は許可日より 3 年です。今後もキウイの栽培を続ける予定です。借人の耕作状況は本件が許可されると 69 平米となり、下限面積要件を満たしませんが、先に説明したとおり、2 件目の面積と合わせると 3050 m²となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の和田会長より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：この件については、私が担当です。補足説明はありません。

事務局長：場所は
さんのご自宅上段です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて 2 件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2 件目について説明します。譲受人、
号、
|さん。譲渡人、
さん。土地は
、畑 5 筆、面積は合計で 2,981 平米です。

場所は
さんの自宅周辺です。親子間の贈与による所有権移転です。今後も畑として利用予定で、シキビ・榊などの栽培を現状通り継続する予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許

可されると 3,050 平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員のより確認の書類をいただいております。以上です。

会長：補足説明はありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて 3 件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：3 件目について説明します。譲受人、番地、さん。譲渡人、番地、さん。土地は畑 1 筆、面積 990 m²、畑 2 筆、面積計 318 m²、畑 1 筆、面積 488 m²、畑 2 筆、田 1 筆、面積計 629 m²、田 2 筆、面積計 1,416 m²、田 1 筆、面積 1293 m²、以上合計 10 筆、面積は合わせて 5,134 平米です。田 2 筆、面積計 1,340 m²、田 2 筆、面積計 401 m²、田 1 筆、面積 204 m²、田 1 筆、面積 1304 m²。以上合計 6 筆、面積は合わせて 3,249 m²、田 1 筆、面積 1602 m²。申請合計は 17 筆、面積は 9985 m²です。現況は地目と一致しています。場所はだけが離れており、前の道を道の最後までであったところと、それ以外は相川川沿いに点在しています。親子間の贈与による所有権移転です。今後も現況通り、田・畑として利用予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると 9,985 平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の式地数一委員、澤田順一委員、西村美佐江委員より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：順番にお伺いします。相川担当の式地数一委員、補足説明はありますか。

式地委員：現地にたどりつくのが困難でしたが、内容には問題ありません。

会長：高須担当の澤田順一委員、補足説明はありますか。

澤田順一委員：ありません。

会長：南泉担当、西村美佐江委員補足説明はありますか。

西村美佐江委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて 4 件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：4 件目について説明します。譲受人、番地、さん。譲渡人、町番地、さん。土地は番地、地目、現況ともに田、面積は 878 平米です。場所はのガソリンスタンドの後ろ、一段上の田です。親戚間の贈与による所有権移転です。譲渡人は町外に住んでおり、耕作ができなくなったため親戚に所有権移転をしたいと聞いています。今後も田として利用予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると 3,732 平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当委員の永野博隆委員より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：永野委員、補足説明はありますか。

委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第 2 号議案非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第 2 号議案非農地証明について説明します。今回は 4 件あります。1 件目について説明します。申請人は、
号、
さん。土地は、
原：
1、面積 297 平米、の 1 筆です。登記地目畑、現況は山林です。場所は国道 439 号線沿い、駒野の集落をすぎた大カーブの途中、道路沿いすぐの山手です。転用された時期は昭和後期で詳細は不明。植林をした後、祖父が死亡、町内に後継者がいなく耕作しなくなったものです。申請者の祖父の死亡により、申請者を含め 4 人に相続登記されていますが、申請者以外は皆高齢のため、申請者が持分をまとめたいたのことです。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により 10 年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から 20 年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は耕作が放棄されてから 30 年以上経過していることを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：本件の担当委員の竹政委員より補足説明がありますか。

竹政委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて 2 件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2 件目について説明します。申請人は 1 件目と同じく、
号
さん。土地は、
、地目畑 2 筆、面積は合わせて 1,486 平米。
田山、地目畑 1 筆、面積 1,190 平米。合計 3 筆、面積合計 2,676 平米です。すべて現況は山林です。場所は
線から
への道の、
よりです。転用された時期は昭和後期で詳細は不明。植林をした後、祖父が死亡、町内に後継者がいなく耕作しなくなったものです。今回は耕作が放棄されてから 30 年以上経過していることを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：本件の担当委員は和田勇委員より補足説明がありますか。

和田委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて 3 件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：3 件目について説明します。申請人は
地、
さん。土地は、
、面積 791 平米。の 1 筆です。登記地目田、現況は原野です。場所は：
から少し
よりを
林道
の方へあがったところです。
平成 9 年頃以降、通作が遠距離となり、耕作管理できず、現在は原野化しています。今回は耕作が放棄されてから 20 年以上経過していることを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証

明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：本件の担当は私です。以前より放棄されており、現在は田の土を杯で碎石を敷いている状況です。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて4件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：4件目について説明します。申請人は 番地、 さん。土地は、 番、 番、 番イ、の3筆は登記地目田、現況は公道。

番1は、登記地目田、現況宅地。面積合計710㎡です。先の3筆については、

から へ上がる)一部となっています。 については、

が建っている土地です。道路、 ともに、平成5年頃、詳細不明から転用されているとのことです。今回は転用の事実から25年以上経過していることを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：担当委員は澤田順一委員です。補足説明はありますか。

澤田順一委員：ずっと以前より になっており、この申請があるまでこの方の土地とは知りませんでした。

会長：この件について質疑はありませんか。

仁井田委員：現況公道となっていますが、道路の種類はなんですか。

事務局 出島： の一部です。

仁井田委員：町道だけど、個人の所有地ということですか。

事務局長：もともと町道を作ったときに、すべての筆に関して所有権移転をしておらず、ここに限らず、残っているようです。

伊藤弘康委員：こういった場合課税はどうなっているのですか。

事務局長：課税はされていません。現況が公道になると、課税はされません。

伊藤弘康委員：こういうのは農業委員会を通さずにできるのですか。

事務局 出島：町道にする時には、公共工事であれば、転用の申請はいらないとなっています。登記は変えておかないと後々面倒が起これると思います。

仁井田委員：無償提供のような形でやったんだと思いますが、代々相続していくうちに返してくれということにならないかと心配です。

事務局長：そういう心配もあります。今の方は納得の上だと思えます。

澤田順一委員：もともと昔、ここはトマトの選果場でした。

事務局 出島：建物自体は元からあって、 としての中身を変えただけだと聞いています。

澤田順一委員：35年ぐらい前からあったと思います。

事務局 出島：第1号議案の3条申請と合わせて、息子さんに名義を変えるときに地目の整理もされるという事で聞いています。地目の変更がされたら、今後は農業委員会にかかるようなことはなくなると思います。

会長：本件についてほかに質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について事務局より説明をお願いします。

事務局 出島：農業委員会の法令遵守の申合せ決議について、ご説明します。先日からお知らせしています通り、他県において農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。そのことについて、高知県農業会議より令和2年1月までにすべての農業委員会で、個人情報の保護の徹底ならびに、法令遵守の申合せ決議を行うよう指示がありました。決議内容は案を作成し、みなさんのお手元に配布しております。

会長：では、決議内容の検討のまえに、申合せ決議を行うこと自体についての採決を行いたいとおもいますが、ここまでのことについて、何か質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。法令遵守の申合せ決議を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、決議を行うことを決定します。つづいて内容について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：決議案について、読み上げて提案します。農業委員会の法令遵守の申合せ決議、私たち農業員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ、決議する。

- ① 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の疑義参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- ② 農業委員。農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月27日 土佐町農業委員会

以上です。内容について補足説明します。農業員会等に関する法律、以下農業委員会法と言います。第31条の疑義参与の制限とは、自分や、同居の親族もしくはその配偶者が関係する事項については、その疑義に参加することができません。今の体制になってから、そのような事案はありませんでしたが、該当する案件の時には、該当案件のみ退席していただくようになりますので、速やかに退席をお願いします。また、農業委員会法第33条により、作成した議事録をインターネットなどの適正な方法により公表しなければならないと定められています。これらは事務局で作業します。内容については以上です。

会長：事務局より説明がありましたが、決議案について質疑、ご意見はありませんか。

会長：ホームページで前まで議事録が公開されていましたが、最近はどうですか。

事務局 出島：担当が変わってから公開が遅れています。年明けには公開できるよう準備を進めています。

会長：ほかに質疑はありませんか。

会長：ないようですので、原案のとおり農業委員会の法令遵守の申合せ決議を行うことに賛成のかたの挙手を求めます。

会長：全員挙手により原案のとおり採択し、案をのけた決議書を高知県農業会議へ提出いたします。お手元の配布資料の【案】の文字を抹消しておいてください。連絡事項について事務局よりお願いします。

事務局 出島：続いて伊勢川山営農型発電事業の万次郎かぼちゃの収量について、お知らせします。前回の総会で細川委員から質問があった件です。今年の収量は土佐町分で12.3トン。反収は598kgです。単収見込は1100kgですので、見込反収の約54パーセント。地域の平均的な収量

事務局 出島：担い手サミットへ参加希望の方はいらっしゃいますか。黒潮町のふるさと総合センターなどで開催されるようです。

事務局長：かまわなければ、当初の予定どおり、28日で開催します。

会長：その他の件でなにか、質疑はありませんか。

会長：それでは以上で第10回農業委員会総会を閉会します。今年も残り少なくなりました。皆様よいお年をお迎えください。

土佐町農業委員会会長

和田 正夫

議事録署名委員

山本 亮一郎

議事録署名委員

伊藤 正枝